

## 在留資格「特定技能1号」への移行について

### 概要

- EPA介護福祉士候補者として入国し、4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事した者(※1)については、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとして、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等が免除されます。
- 「特定技能1号」に移行することにより、さらに最長で5年間(※2)、引き続き、介護施設等で就労することが可能となります。

(※1)具体的には、直近の介護福祉士国家試験の結果通知書により、

- ・ 合格基準点の5割以上の得点であること
- ・ すべての試験科目で得点があること

について、地方出入国在留管理官署で確認します。

(※2)5年の在留期間中に介護福祉士国家試験に合格した場合は、在留資格「介護」に移行が可能となります。

この場合は、在留期間更新の回数制限なく、介護施設等で就労することができます。

「特定活動」(EPA介護福祉士候補者)から「特定技能1号」へ在留資格を変更する際の手続は、以下の通りです。詳細につきましては、法務省・出入国在留管理庁のHPをご覧ください。

## 必要書類

### ○ 法務省HPに掲載されている提出書類

(HPアドレス) [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

- ・ 法務省HPの「4 その他立証資料はこちら」をクリックしてください。「特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表」がご覧いただけます。確認表の中において「特定技能1号」・「変更」の欄に示されている書類(※)が必要になります。
- ・ 確認表の「72 特定技能外国人受入れに関する運用要領(別冊(分野別)※)に記載された確認対象の書類」とは、以下の①から⑤までに掲げる書類となります。
  - ① 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(分野参考様式第1-1号)(※)
  - ② 介護分野における業務を行わせる事業所の概要書(分野参考様式第1-2号)(※)
  - ③ 指定通知書等の写し
  - ④ 直近の介護福祉士国家試験の結果通知書の写し
  - ⑤ 介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関が、初めて1号特定技能外国人を受け入れる場合は不要です)

(※) 各種申請様式や特定技能外国人受入れに関する運用要領別冊(介護分野)については、法務省HPにPDF版・WORD版が掲載されていますので、ご利用ください。

(HPアドレス) [http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html)

## 申請先

- 住居地を管轄する地方出入国在留管理官署(※1)又は外国人在留総合インフォメーションセンター(※2)(TEL:0570-013904)にお問い合わせください。

※1 出入国在留管理庁HP <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>

※2 出入国在留管理庁HP <http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

## 受付時間

- 平日午前9時から同12時、午後1時から同4時  
(手続により曜日又は時間が設定されている場合がありますので、地方出入国在留管理官署(※1)又は外国人在留総合インフォメーションセンター(※2)(TEL:0570-013904)にお問い合わせください。)

※1 出入国在留管理庁HP <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>

※2 出入国在留管理庁HP <http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

## 相談窓口

- 地方出入国在留管理官署(※1)又は外国人在留総合インフォメーションセンター(※2)(TEL:0570-013904)

※1 出入国在留管理庁HP <http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/index.html>

※2 出入国在留管理庁HP <http://www.immi-moj.go.jp/info/index.html>

## 標準処理期間・手数料

- 2週間～1か月
- 許可されるときは4,000円が必要となります。(収入印紙で納付)

# 1号特定技能外国人の受入れ手続の概要

